

セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス®・カード

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険・ショッピング安心保険のご案内（補償規定）

海外旅行傷害保険のあらまし

（利用付帯）

海外旅行傷害保険 適用条件

カードに付帯する海外旅行傷害保険における「旅行期間」とは、海外旅行を目的に日本国内のご住居を出発された時からご住居にお戻りになるまでの間で、かつ、日本を出国する前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時（24時）までの間とし、日本を出国した日から90日後の午後12時（24時）までを限度とします。

日本出国前に、補償対象となる本会員およびご家族が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機などの「公共交通乗用具」※1の料金や、参加する「募集型企画旅行」※2の料金をこのカードでお支払いになった場合、それ以降の旅行期間で保険が適用されます。

また、日本国内で前述のカード決済がなくても、日本出国後、補償対象となる本会員およびご家族が、この旅行で自身が乗客として利用する航空機などの「公共交通乗用具」※1（それに準ずる海外の公共交通機関を含む）の料金をこのカードでお支払いになった場合、その料金を初めて決済した時から上記旅行期間終了までの間保険が適用されます。

※1 この保険における公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。
プリペイドカード・回数券・定期券購入費、空港使用料、航空券の発券手数料、航空券の消費税、ラウンジ利用料 など

※2 募集型企画旅行とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

保険適用の対象となるカード決済例



- パッケージツアー
- 航空券 *
- 新幹線 *
- リムジンバス *

保険適用の対象外となるカード決済例



- レンタカー
- ホテル宿泊代
- 回数券購入費
- 空港使用料

* 印があるものは、出国後の決済でもお支払時点から保険が適用されます。

保険金額（支払限度額）

担保内容		本会員	家族 ※1
傷 害	死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円
	治療費用	300万円	300万円
疾病治療費用		300万円	300万円
賠償責任		3,000万円	3,000万円
携行品損害※2		30万円	30万円
救済者費用		200万円	200万円
寄託手荷物遅延費用		10万円	10万円
寄託手荷物紛失費用		10万円	10万円
乗継遅延費用		3万円	3万円
出発遅延費用		3万円	3万円

※1 家族特約の被保険者の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、本会員または配偶者と生計をともにする別居の未婚のお子様です。

※2 携行品損害は、自己負担額3,000円、1品あたり10万円が限度となります。

傷害死亡・後遺障害

こんなときに補償されます

被保険者（保険の対象となる方）が、責任期間中に偶然な事故によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。

お支払いする保険金

死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。

（注）死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺傷害保険金額をもって限度とします。

傷害治療費用

こんなときに補償されます

被保険者が、責任期間中に偶然な事故によりケガで医師の治療を受けられたとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、事故の日から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。

- ① 医師による治療費、手術費、入院費
- ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費
- ③ 義手、義足の修理費
- ④ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費
- ⑤ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故につき20万円限度）

（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。

疾病治療費用

こんなときに補償されます

- ① 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病し、かつ医師の治療を開始されたとき。ただし、責任期間中に原因が発生したものに限りします。
- ② 責任期間中に感染した特定の伝染病（コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症）のために責任期間終了後30日以内に医師の治療を開始されたとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、医師の治療開始日から180日以内に治療のために現実に支出した次の費用をお支払いします。

- ① 医師による治療費、手術費、入院費
- ② 緊急移送費、入院または通院のための交通費、通訳雇入費、医師・職業看護師の付添費
- ③ 治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費
- ④ 入院のために必要となった国際電話料等通信費、身の回り品購入費用（5万円限度）等（1事故につき20万円限度）

（注）社会保険等公的制度により被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分は、お支払いの対象となりません。

賠償責任

こんなときに補償されます

被保険者が、責任期間中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負ったとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。

（注）損害賠償金額および費用の合計金額の決定については、事前に保険会社の承認が必要です。

（注）示談交渉サービスはありません。

携行品損害

こんなときに補償されます

被保険者所有の携行品（現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類および別送品等を除く）が責任期間中に火災や盗難等の偶然な事故により損害を受けたとき。

お支払いする保険金

1つ（1組または1対）あたり10万円（航空券・乗車券等の損害については5万円）を限度として自己負担額3,000円を控除した額をお支払いします。ただし、パスポート損害については再発給費用、渡航書の取得費用を5万円を限度として損害額とします。

（注）お支払いする保険金の総額は、30万円を保険期間中の限度とします。

（注）修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

救援者費用等

こんなときに補償されます

被保険者が責任期間中に

- ① 事故により遭難（行方不明を含む）されたとき。
- ② 事故によるケガが原因で180日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。
- ③ 病気により死亡されたとき。
- ④ 病気にかかり旅行終了日から30日以内に死亡もしくは7日以上継続して入院されたとき。

お支払いする保険金

保険金額の範囲内で、次の費用をお支払いします。

- ① 捜索救助費用
- ② 現地との航空運賃等交通費（救援者3名まで）
- ③ 現地および現地までのホテル客室料（救援者3名かつ1名については14日分まで）
- ④ 現地からの移送費用
- ⑤ 遺体処理費用（100万円限度）
- ⑥ 救援者の渡航費用および現地での諸雑費（20万円限度）

（注）救援者とは捜索、看護、事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族およびその代理人をいいます。

航空機遅延費用等（寄託手荷物遅延）

こんなときに補償されます

搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから6時間以内に運搬されなかったために、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。

お支払いする保険金

1回の寄託手荷物の遅延について、下記の購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。

- ① 衣類購入費
寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等**旅行行程中に必要不可欠な**衣類の購入費用、貸与費用。
- ② 生活必需品購入費
寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の**旅行行程中に必要不可欠な**生活必需品の購入費用、貸与費用。

航空機遅延費用等（寄託手荷物紛失）

こんなときに補償されます

搭乗時に航空会社へ預けた手荷物が、航空機が目的地に到着してから48時間以内に運搬されなかった場合、手荷物は紛失したものとみなし、到着後96時間以内に、目的地において衣類や生活必需品を購入したとき。

お支払いする保険金

1回の寄託手荷物の紛失について、下記の購入費用実費を10万円限度としてお支払いします。

- ① 衣類購入費
寄託手荷物の中に含まれていた下着、寝間着等**旅行行程中に必要不可欠な**衣類の購入費用、貸与費用。
- ② 生活必需品購入費

寄託手荷物の中に含まれていた洗面用具、かみそり、くし等の**旅行行程中に必要不可欠な**生活必需品の購入費用、貸与費用。

航空機遅延費用等（乗継遅延費用）

こんなときに補償されます

航空機を乗り継ぐ場合において、搭乗した航空機の遅延によって、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**4時間**以内に代替機を利用できない場合。

お支払いする保険金

1回の到着機の遅延について、下記費用の実費を3万円限度としてお支払いします。

- ① 乗継地における宿泊費と食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。
- ② 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。

（注）これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。

航空機遅延費用等（出発遅延、欠航、搭乗不能費用）

こんなときに補償されます

搭乗する予定だった航空機について、責任期間中に**出発予定時刻から4時間以上**の出発遅延や航空機の欠航などが生じ、搭乗することができず、**出発予定時刻から4時間以内**に代替となる航空機に搭乗することができなかったとき。

お支払いする保険金

1回の出発遅延、欠航もしくは運休または搭乗不能について、下記費用の実費を3万円限度としてお支払いします。

- ① 出発地における宿泊費と食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。
- ② 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。

（注）これらの費用は社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。

保険金請求書類

保険金請求書類 保険金種類			クレ ジ ット カ ー ド 売 上 票 等	e・ t i c k e t の 控 え	※ 保 険 金 請 求 書	現地でしか手配できない書類							※ 損 害 品 明 細 書	損 害 額 を 証 明 す る 書 類	除 籍 謄 本	委 任 状 ・ 戸 籍 謄 本	※ 後 遺 障 害 診 断 書
						医 師 の 診 断 書	治 療 費 の 明 細 書 お よ び 領 収 書	死 亡 診 断 書 ま た は 死 体 検 案 書 （ 死 亡 地 の も の ）	事 故 証 明 書	支 出 を 証 明 す る 書 類	示 談 金 領 収 書 示 談 書	損 害 額 （ 修 理 費 等 ） を 証 明 す る 書 類					
治 療 費 用 ・ 保 険 金 （ 傷 害 ・ 疾 病 ）			★	★	★	★	★		☆								
携 行 品 損 害 保 険 金			★	★	★				★				★	★			
死 亡 保 険 金 （ 傷 害 ）			★	★	★			★	★						★	☆	
後 遺 障 害 保 険 金			★	★	★				★								★
救 援 者 費 用 等 保 険 金			★	★	★				☆	★							
賠 償 責 任 保 險 金	対 人		★	★	★	★	★		☆		★						
	対 物		★	★	★				☆		★	★					
航 空 機 遅 延 費 用 等			★	★	★					★		★					

（注）★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類、※印は保険会社所定用紙
その他書類をご用意いただく場合があります。

事故の通知について

p.8「旅行傷害事故の通知について」をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害死亡・後遺障害、傷害治療費用

- 故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故 ●戦争、侵略行為、反乱等 など

疾病治療費用、救済者費用

- 故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病 ●歯科疾病 ●既往症 など
- (注) 救済者費用については、自殺、妊娠、出産、早産、流産で被保険者(保険の対象となる方)が死亡したときはお支払いの対象となります。

賠償責任

- 故意 ●職務遂行に直接起因する事故 ●親族に対する事故 ●受託物に対する事故 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する事故 ●心神喪失に起因する事故 など

携行品損害

- 故意、重過失 ●携行品の瑕疵または自然消耗 ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●旅行中に借りた物、預かった物の事故 ●現金、小切手、クレジットカード等の損害 ●山岳登山等の危険な運動中の当該運動のための用具 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 など

寄託手荷物遅延費用、寄託手荷物紛失費用、乗継遅延費用、出発遅延費用

- 故意、重過失 ●戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など

その他ご注意事項

- ご入会日の翌日以降出発のご旅行より対象となりますので、それ以前に出発しその旅行中に発生した事故に対して保険金は支払われません。
- 他のクレジットカード付帯の保険契約から傷害死亡・後遺障害保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
- 保険金受取人はカード会員ご本人（死亡の場合は法定相続人）となります。
- ご出発前のご連絡は必要ありません。
- 事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

海外旅行傷害保険 各種サービスのご案内

(注) 本会員の方のみご利用いただけるサービスです。

＜ケガ・病気の場合＞…海外メディカルヘルプライン（別紙「海外からのご連絡先」ご参照）

海外で万一事故にあわれた場合、引受幹事保険会社が提携する海外メディカルヘルプラインの各種サービスをご利用いただけます。

(注) 下記サービスにかかる手配については無料、治療費・移送費など実際にかかった費用については保険内容の範囲内で、傷害・疾病治療費用または救済者費用の各保険金で支払われます。ただし、保険金額を超過した場合等、一部負担していただくことがございます。

■サービスの内容

- ① キャッシュレス治療サービス
キャッシュレス提携病院をご利用いただく場合、病院への支払保証の連絡をいたします。すでに病院等に収容されている場合、病院側へキャッシュレス治療提供の交渉をいたします。
- ② 病院・医師の紹介・予約サービス
治療や入院が必要な場合、直ちに豊富なデータベースの中から最寄の適切な病院・医院を選定し、予約手配および必要に応じて交通手段の手配をいたします。
- ③ 治療経過管理サービス

適切な治療がされているか、その後の治療状況をチェック、必要な場合は転院の手配をいたします。

④ 緊急移送手配サービス

現地に適切な医療施設がない場合、必要な治療が可能な最寄の医療施設まで完全看護による緊急移送の手配を依頼することができます。移送については医療設備付の専用航空機、ヘリコプター、定期航空機、列車または救急車などを利用します。

⑤ 帰国手配サービス

現地での症状が安定し、自宅付近の医療施設に移ったほうが良いと医師により判断される場合、帰国手配を依頼することができます。必要に応じ、帰国途上の医療看護を手配することができます。

⑥ 遺体送還サービス

万一死亡された場合、遺体をカード会社に現住所として登録した住所へ送還する手配を依頼することができます。

■サービスのご利用方法

- ① 滞在する地域を担当する損保ジャパン海外メディカルヘルプラインへ無料電話またはコレクトコールにてご連絡ください。
- ② 損保ジャパン海外メディカルヘルプラインと連絡がとれましたら次の事項をお伝えいただけます。お手元にご用意ください。
セゾンカード会員であること、カードの種類、会員番号、出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先、保険の適用条件を満たすカード決済について（決済日、決済内容、決済金額）

■キャッシュレス治療サービスのご利用方法

海外メディカルヘルプラインへご連絡ください。➡ 症状に応じて最寄の最適な医療機関をご案内・手配いたします。➡ 医師の治療をお受けください。治療費は保険金額の範囲内で引受幹事保険会社から医療機関に直接お支払いいたします。

- カードのコピーとパスポートのコピー（番号・氏名記載ページ、日本の出入国スタンプ押印ページ）を別途ご郵送いただく場合がございます。

《ご注意》キャッシュレス治療のお取扱いができない場合

次の場合にはキャッシュレス治療のお取扱いができませんので、お立替いただいたうえ帰国後にご請求ください。

ご請求に必要な書類等につきましては、p.4をご参照ください。

- 海外メディカルヘルプラインにご連絡されなかった場合。
- 保険の対象となるかどうか諸般の事情により確認できない段階である場合。
- 医師による治療の後の処方箋による薬代。
- 各国の状況や個別の病院、医師の事情によりキャッシュレスの取扱いが受け入れられない場合。
- 各国の政治情勢、医療設備の整っていない地域、事故受付時間帯、事故場所、電話事情等によっては、サービスが提供できない、または、時間がかかる場合があります。
- キャッシュレス治療の後で保険の対象とならないことが判明した場合は、後日、海外メディカルヘルプラインもしくは病院から直接お客様へ治療費をご請求いたします。

（注）セゾンカードをご持参されていない場合お取扱いできない場合がございます。

（注）保険金額を超える部分、または、保険金のお支払いの対象とならない場合（歯科疾病、妊娠、出産などに起因する疾病など）については、お客様のご負担となりキャッシュレスのお取扱いもできませんのでご了承ください。

<ケガ・病気以外のトラブルの場合>…海外ホットライン（別紙「海外からのご連絡先」ご参照）

■サービスの内容

携行品の盗難や賠償事故など、ケガ・病気以外の事故相談、保険金請求書類のご案内・受付、保険の対象になるかどうかのご相談などにお応えいたします。

① 保険事故相談

カメラなど携行品を盗まれたときなど、盗難事故の警察への届け出のアドバイス、必要書類のご案内をいたします。

② 賠償責任事故

賠償事故の加害者となった場合、先方との示談交渉に関するアドバイスや、必要書類のご案内をいたします。

③ 契約内容の確認

保険金額がいくらついているのかなど契約内容がわからないという場合、契約内容の確認の取次ぎをいたします。

④ 保険金請求方法のご案内

保険金請求に関する様々なご相談、必要書類のご案内をいたします。

国内旅行傷害保険のあらまし

(利用付帯)

保険金額（支払限度額）

担保内容		本会員	家族 ※
傷害	死亡・後遺障害	5,000万円	1,000万円
	入院日額	5,000円	5,000円
	通院日額	3,000円	3,000円

※ 家族特約の被保険者の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、本会員または配偶者と生計をともにする別居の未婚のお子様です。

傷害死亡・後遺障害

こんなときに補償されます

下記①から③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。

- ① 被保険者が公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金を当クレジットカードで支払い、日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。
(注) 航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続交通乗用具搭乗中も含みます。
- ② 被保険者が旅館、ホテル等の宿泊施設にチェックインする以前に、その料金を当クレジットカードで支払い、またはノークーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行い、日本国内を旅行中、宿泊者として宿泊施設に滞在中に宿泊施設の火災または破裂・爆発により傷害を被った場合。
- ③ 被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行を当クレジットカードにより事前にその料金を支払い、募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。

お支払いする保険金

死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。

(注) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺傷害保険金額をもって限度とします。

傷害入院・手術・通院

こんなときに補償されます

＜入院保険金＞

上記①から③によりケガをして入院した場合(事故日から180日以内の入院が対象)

＜手術保険金＞

入院保険金が支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合(事故日から180日までの手術が対象)

＜通院保険金＞

上記①から③によりケガをして通院した場合(事故日から180日以内の通院に対し90日を限度)

お支払いする保険金

入院の場合 5,000円(日額)

通院の場合 3,000円(日額)

手術の場合 5,000円(日額) × (手術の種類により10倍～40倍)

(注) 入院保険金および通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害死亡・後遺障害、入院・手術・通院

●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故 ●戦争、侵略行為、反乱等 ●地震、噴火またはこれらによる津波 など

その他ご注意事項

- 「ノーケーポンシステム」とは、カード加盟店である旅行業者に対して、カードにより料金を支払うことを告知して予約を行うシステムをいいます。
- 「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等、予め参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
- 「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する期間は含みません）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
- 公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機・電車・船舶等をいいます。
- 他のクレジットカード付帯の保険契約から傷害死亡・後遺障害保険金、入院・手術・通院保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
- 保険金受取人はカード会員ご本人（死亡の場合は法定相続人）となります。
- ご出発前のご連絡は必要ありません。
- 事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

保険金請求書類

保険金請求書類 保険金種類					クレジット カード売上票 等	※ 保険金請求書	現地でしか手配できない書類				委任状・戸籍謄本	※ 後遺障害診断書	その他の書類	
							医師の診断書	治療費の明細書 および領収書	死亡診断書または死体検案書 （死亡地のもの）	事故証明書				除籍謄本
死（	亡	保	險	金	★	★			★	★	★	☆		☆
後	遺	障	害	保 險 金	★	★				★			★	☆
入	院 ・	通	院	保 險 金	★	★	☆	☆		★				☆

（注）★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類、※印は保険会社所定用紙

旅行傷害事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡のうえ、セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス®・カード会員であること、会員番号、海外旅行中の事故の場合は出国日、日本の住所と電話番号、海外での連絡先をお伝えください。

■日本国内からのご連絡先

損保ジャパン事故受付デスク（24時間受付／年中無休）

0120-130-242 または 018-888-9299

■海外からのご連絡先（海外旅行傷害保険）は、別紙「海外旅行傷害保険のあらまし 海外からのご連絡先」をご参照ください。（https://www.saisoncard.co.jp/pdf/futai_hoken/overseas.pdf）



【海外からのご連絡先】

ショッピング安心保険のあらまし

(補償期間：120日間)

保険金額（支払限度額）

補償の概要	このカードによる購入品を購入日から120日間偶然な事故の際に補償いたします。
被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限りです。
補償期間	カード会員が物品をこのカードで購入された日、もしくは物品を受け取った日のいずれか遅い日から120日間。
補償対象	カード会員が日本国内および海外でこのカードを利用して購入された物品。
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。
補償限度額	補償限度額 1事故上限額200万円 年間上限額 200万円（保険期間中の限度額）
ご注意事項	● 自己負担金はありません。ただし、1万円未満の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。 ● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険（メーカー保証や販売店補償も含む）がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。 ● 代金の一部のみをこのカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。 ● 事故により、第三者からの事故証明をいただくことがあります。

補償の対象とならない主な場合

- ① 紛失・置き忘れによる損害
- ② 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害
- ③ 電気的な事故や機械的な事故による損害
- ④ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害
- ⑤ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害
- ⑥ 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑦ 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害
- ⑧ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害
- ⑨ 物品の誤った使用によって生じた損害
- ⑩ 物品の物的損害に起因する一切の間接損害
- ⑪ 汚損、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 など

補償の対象とならない主な物品

- ① 商品券、航空券、乗車券など
- ② 宅配便など（通販などの輸送中の物品）
- ③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの
- ④ 預金証書または貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含む）
- ⑤ 食料品・飲料（酒類を含む）
- ⑥ 船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含む）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハンググライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの
- ⑧ 動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含む）
- ⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの
- ⑩ 職業上の商品として購入したもの など

保険金支払の時期

保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。

- ① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保険会社は損害を受けた物品、および会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。
- ② 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。

損害防止義務

会員は事故が生じたときの損害発生の防止および軽減につとめなければなりません。

保険金請求書類

- 保険金請求のためには下記の書類が必要になります。
- クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード（コピー）	★	★
保険金請求書	★	★
罹災証明書・事故証明書	☆	☆
クレジットカード売上票	★	★
修理見積書		
修理代金請求書	★	-
修理代金領収書		
全損証明書	-	★
写真または現物	★	★
他保険の保険金請求書	☆	☆
委任状	☆	☆
盗難届（盗難の場合のみ）	★	
その他関係書類	☆	☆

（注）★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類

ショッピング安心保険 事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

ショッピング安心保険 事故受付デスク（24時間受付／年中無休）

0 1 2 0 － 2 7 9 － 1 0 9 または 0 1 8 － 8 0 3 － 7 6 3 1

上記内容は概要を説明したものであり、実際の保険金お支払いの可否は、引受保険会社の損害保険ジャパン株式会社の所定の普通保険約款および特約等に基づきます。

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

個人情報の取扱い

保険金をご請求いただく際には、引受保険会社に個人情報を提供いただくことになります。

※本紙掲載の情報は2026年08月現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。